

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「幼児期までのこどもの育ち部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_sodachi) からご覧いただけます。

2025-2-18 幼児期までのこどもの育ち部会（第12回）

14時00分～16時00分

○秋田部会長 皆様、こんにちは。ただいまより、第12回「幼児期までのこどもの育ち部会」を開催いたします。

今回は、対面とオンラインの開催となっております。

御多用の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、事務局から本日の委員の皆様の御出席状況と議事の確認等、お願いいたします。

○齋藤課長 成育基盤企画課長の齋藤でございます。

本日はお集まりいただきまして、ありがとうございました。

本日の委員の皆様の御出席状況ですけれども、奥山委員、横山委員におかれましては御欠席と伺っております。水野委員におかれましては、別用務のため途中退席という御連絡をいただいております。

オンラインで御参加いただいている委員は、秋山委員、安達委員、倉石委員、都竹委員、明和委員でございます。

ほかの委員の皆様におかれましては、対面で御参加いただいております。

本日の議題でございますけれども、議事1「保育所・認定こども園における保育に関する最近の動向について」、議事2『「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策の進捗について」、議事3『「こどもまんなか実行計画2025」の策定について」、以上の3点となっております。

事務局からは以上になります。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○秋田部会長 齋藤課長、ありがとうございます。

それでは、議事へ移らせていただきます。

本日は、議事1としまして「保育所・認定こども園における保育に関する最近の動向について」、まず、事務局から御説明いただきます。保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく保育への取組の現状につきまして、後ほど議論いただきたいことですので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議事2としまして、前回会議でも報告がございました、「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策の進捗状況と、これに関連して、昨年12月、こども家庭庁でとりまとめられました「保育政策の新たな方向性」につきまして、事務局から御説明をいただきます。

その後、議事3としまして、本年6月に策定予定の「こどもまんなか実行計画2025」に

向けた議論の進め方について、引き続き事務局から御説明をいただきます。

最後に、議題1から議題3について、まとめて委員の皆様にご議論をいただきます。

なお、本日は、現体制で行う最後の部会となりますので、議論が終わった後、最後に各委員からお一言ずつ御発言をいただけたらと思っております。

それでは、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○齋藤課長 引き続きまして、議事1～3に関しまして、資料を御説明させていただきます。

私から、資料1「保育所・認定こども園における保育に関する最近の動向について」、それから、資料2の『「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策の進捗について」、御説明申し上げます。

その後、部会長からも御紹介がございましたように、関連する資料といたしまして、参考資料1「保育政策の新たな方向性」につきまして、栗原保育政策課長から御説明申し上げます。最後に資料3「『こどもまんなか実行計画2025』の策定に向けて」の御説明、以上のような順番でよろしくお願いいたします。

まず、資料1を御覧ください。「保育所・認定こども園における保育に関する最近の動向について」ということでございます。

先ほど部会長から御紹介がありまして、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく保育への取組の現状について御議論いただくための参考資料として、御用意させていただきました。

まず、左側に保育の内容に関しましての観点を掲げてございます。

「全般的事項」については、保育、教育と養護を一体として行うと言われておりますけれども、保育の基本的な考え方、それから、就学前の保育、あるいは教育・保育を担うとされております保育所認定こども園の役割、こういった観点があるかと思っております。

右側の最近の動向でございますが、上のピンクのところにつきましては、周りの環境といたしまして、こどもと家庭をとりまく環境の変化ということで、人口減少、就園率が向上していること、待機児童数が減少していること、児童虐待が増加しているということ、それから、障害児、医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもが出てきているということを書いております。

その下は、主なトピックということで、箇条書きで、○で書いてございますけれども、まず1つ目といたしまして、こども家庭庁発足と同時に成立いたしましたこども基本法におきまして、こどもの基本的人権の保障、こどもの意見表明や社会参画の機会の確保、こどもの意見尊重などの基本理念が定められたということ。加えまして、その後、令和5年12月に策定されましたこども大綱におきまして、この基本法に基づきまして、こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実などのこども施策が重要な施策として位置づけられて、推進していくといったことがございます。

2つ目の○は、こちらの部会でこれまでも議論していただいております「はじめの100か月の育ちビジョン」の策定におきまして、生涯にわたるウェルビーイングの向上、それから、

5つのビジョンが定められたところでございます。

3つ目の○ですが、こども未来戦略を策定しまして、それに基づいて令和6年度子ども・子育て支援法等を改正したことによりまして、保育所等の配置改善、それから、こども誰でも通園制度の創設、障害児・医療的ケア児等への支援強化等が位置づけられたということでございます。

次の○の「保育政策の新たな方向性」の公表については、後ほど、保育政策課長から御説明申し上げます。

次の○でございますが、文部科学省の動きといたしまして、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」の中央教育審議会の諮問ということで、幼稚園教育要領を含む学習指導要領等の改訂に向けた議論がスタートしているところでございます。今後、こども家庭審議会でも同様の諮問が行われる予定でございまして、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の見直しについて、こども家庭庁、文科省で連携して検討するといった見通しとなっております。

最後の項目は、幼児教育の充実に向けた文部科学省における取組といったことで、学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続、架け橋プログラム等行っておりますが、こういった取組が行われていますほか、令和6年10月にとりまとめられました、今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会の報告書などが出ていたといった動きでございます。

3ページ目でございますが、次の観点といたしまして、「保育の質の向上」を掲げております。

保育の現場におきましては、保育指針等に定められております、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」といった、5つの領域における保育のねらいや内容に基づきまして、実際に行われているところでございますけれども、この中で、豊かな経験とそれを支える保育の実践をいかにしていくのか。あるいは、多様なこどもたちの育ちをいかに保育で支えていくのか。あるいは、地域全体で保育の質を確保していく観点といったことを挙げております。

右側は、状況といたしましては、先ほどの全体のものと同様の状況がある中で、1つ目の○といたしまして、「子育て安心プラン」をはじめとした保育の受け皿拡大の中で、低年齢児の保育の利用が増えてきているという状況がございます。また、医療的ケア児の支援法や児童福祉法の令和4年度の改正等によりまして、医療的ケア児等への支援措置、児童発達支援センターの機能強化と保育所との連携といったことが起こってきております。

保育の質に関しましては、自己評価、第三者評価等を推進している一方で課題もあるということ。地域全体として保育の質の確保・向上を図っていくということで、自治体による巡回支援の推進、幼児教育センターと連携する取組が進んでいるということを掲げております。

続きまして、「健康と安全」でございますが、こどもの健やかな育ちを支えるような保健的対応はいかにあるべきかということ、安全管理、危機管理ということでございますが、近

年の動向といたしましては、新型コロナウイルス感染症への対応が大きなこととしてございました。

「保育所における感染症対策ガイドライン」の改訂や、こどもの事故も、この間発生しているということで、こういったことの防止に関する取組の推進も行われているということ。それから、性暴力、虐待等の防止も大きなトピックとなりまして、児童福祉法の改正、虐待防止のガイドラインの策定、こども性暴力防止法の成立といった出来事が続いております。

食育に関しましては、第3次、第4次の食育推進基本計画に基づきまして、保育所や認定こども園も食育の重要な担い手であるという位置づけの中で、推進を図っているということでございます。

4ページ目、「子育て支援」という観点でございます。

こちらは保育所の保育指針等におきまして、園を利用している保護者に対する子育て支援に加えて、地域のこども、家庭に対する子育て支援が位置づけられておりますけれども、このような中で、動向といたしましては、こども・子育て新制度に基づく子育て支援事業が本格展開しているということ。

それから、令和4年の児童福祉法の改正におきまして、子育て世帯における包括的な支援体制をつくるということで、こども家庭センターを創設したほか、保育所等自身も地域子育て相談機関ということで、身近な相談機関になっていただきたいといった法律上の位置づけがなされたところでございます。それから、就園していないこどもも受け入れる、こども誰でも通園制度の制度化も、この間での大きな出来事と考えております。

最後が「職員の資質向上」でございます。

保育所、認定こども園を支える保育士、保育教諭といった方の研修、組織的な取組、キャリアアップ等をどう考えていくかということでございまして、保育士等キャリアアップ研修が平成30年度からスタートしております。また、自治体の保育指導職等を中心とした、保育実践の充実の推進のための中央セミナー等も開催しているという状況でございます。

以上のような、全体として御紹介いたしました保育所、認定こども園に関しての最近の動向を踏まえて、現行の指針、要領に基づく保育実践の現状と課題について御意見をいただきたいということでございます。

続きまして、資料2『「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策の進捗」について、御説明申し上げます。

こちらにつきましては、前回の本部会におきまして、「はじめの100か月の育ちビジョン」を実現するための関連施策といったことで、こども大綱に位置づけられた施策を5つのビジョンに基づいて整理していただいたところでございます。

それから半年ほどでございますけれども、その後の進捗状況につきまして表の形で整理をさせていただいております。

まずビジョンの1でございますけれども、関連施策として、「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発でございます。これにつきましては、令和5年度におきまして、既にビ

ジョンの趣旨を広報するための動画、パンフレット、保育職向けの研修動画、ガイドブック等を作っておりますが、令和6年度につきましても、保護者や地域住民向けの啓発動画やハンドブック等を現在制作中ございまして、ここにいらっしゃる委員の一部の皆様方におかれましても御協力いただきながら、現在、鋭意作成中でございます。このほかにも、各種のイベント出展やメディアタイアップにおきまして、ビジョンの趣旨の周知広報に努めているところでございます。

続きまして3ページ目、ビジョンの2『安心と挑戦の循環』を通してこどものウェルビーイングを高める」に関しましては、関連施策として位置づけておりますが、「はじめの100か月」地域コーディネーターの養成につきましても、今年度の事業で全国の10のモデル地域におきまして取組を行っているところでございます。

また、「はじめの100か月」の育ちに関する調査研究といったことで、「アタッチメント」や「遊びと体験」に関する科学的知見を普及するための調査研究などに取り組んでいるところでございます。

また、こども誰でも通園制度につきましても、制度設計について現在議論しておりますが、2つ目のボツに書いております検討会におきまして、年齢ごとのこどもとの関わり方の留意点ですとか、家庭におけるこどもの育ちを充実するための保護者への支援などの観点も含んだ手引きの作成も含めて、議論を継続していただいているということでございます。

最後の項目でございますが、こどもの育ちを支える保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の処遇改善等につきましても、取組を行っているということでございます。

4ページ目でございますけれども、ビジョンの3『こどもの誕生前』から切れ目なく育ちを支える」に関しまして、3つ目の放課後児童対策の推進でございます。

これは「放課後児童対策パッケージ」といった文書の中にビジョン関連の記載を盛り込んでおります。具体的にはその下にも引用しておりますけれども、地域の関係者が連携して、幼児期から学童期にわたって育ちを保障していくといったことが、このビジョンにもかなうといったことで、ビジョンの概要の周知や取組事例などを、今後、展開していくといった内容としております。

また、この部会でもたびたび御意見をいただいております、「乳幼児触れ合い体験の推進」におきましても、事務連絡においてビジョン関連の記載を盛り込んでおりまして、下にございますように、自身の育ちを支えられた者が次代のこどもの育ちを支える好循環を生み出すためにも、若い方に積極的に体験できる機会を保障するといったような趣旨を位置づけております。

5ページ目のビジョンの4でございますけれども、母子保健施策の総合的な推進の中で、母子健康手帳におきましても、同様にビジョンに関する記述を記載したほか、地域におけるこども・子育て支援の推進に関しまして、現在制作中の啓発動画、ハンドブック等で、地域子育て支援拠点事業の関連トピックを取り上げているということでございます。

6ページ目、ビジョンの5でございますけれども、「こどもまんなかアクション」と連携

した広報といったことで、令和6年度、全国各地で開催されております「こどもまんなかアクションリレーションポジウム」におきまして、ビジョン関係のイベントに対する出展等を行っているということ。「健やか親子21」と連携した普及広報活動、それから、先ほど申し上げました「はじめての100か月」の地域コーディネーターの養成事業などに取り組んでいるといったことでございます。

この半年程度の進捗状況でございましたが、簡単に御紹介申し上げます。

以上が資料1と資料2でございました。

続きまして、参考資料1につきまして、保育政策課長から御説明をお願いします。

○栗原課長 保育政策課長でございます。

参考資料1を御覧ください。昨年12月20日に、こども家庭庁で公表したものになります。

保育政策の新たな方向性ということで、これは何かと申しますと、真ん中に辺りに棒線がありますけれども、今まで我が国では、待機児童の発生が大きな問題になっていたということで、主に待機児童対策を中心としたプランを策定して受け皿整備を進めてきたところでございます。

直近、真ん中にある新子育て安心プランというのが、令和3年度から令和6年度末までのプランとなっていて、この後、保育提供体制をどうしていくかということで考えていく中で、保育政策の新たな方向性を定めたところでございます。これは、今までのプランと若干違いまして、より幅広い保育政策全体のことについて、将来展望を具体的施策と共に定めたものとなっております。

これを検討するに当たりまして、下の点線のところにあるとおり、待機児童問題をずっとやってきましたけれども、保育の受け皿整備の推進で大分数は減ってきている。一方で、過疎地域で定員充足率が低下するなど、そういうところの対策もしっかりしていかなければいけないという話が出てきております。

また、一番下のポツですが、全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」が成立しまして、保育の必要性のある家庭に対しての保育が今まで中心でしたけれども、そのみではなくて、全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要になってきています。

こういう状況変化も踏まえまして、一番上にありますとおり、令和7年度、これからの保育政策は3つの柱を軸に推進するとしております。

1つ目が、地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実ということで、まさに待機児童対策はやってきたところでございますけれども、例えば、人口減少地域でどうやって保育の機能を確保・強化していくかということも課題になっております。そういったことを盛り込んだ地域のニーズに対応した質の高い保育の確保。

さらに、先ほど申し上げたとおり、全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援していくことが重要になっていきますので、そういうところも、保育所等も担って推進していくという中身

になっております。ここは、こども誰でも通園制度が入っています。

さらには、これらの取組を支える上で必ず必要な人材のところ。保育人材の確保、あるいは、人材の確保というのは、人がたくさんいるわけではないので、テクノロジーの活用等も進めていかなければいけないということで、そちらも含めた業務改善を進めていくという柱になっております。

めくっていただきまして、全体の中身、具体的な施策も含めて全体像を示したものでございます。

先ほど申し上げたところと重複しますが、1つ目の柱が左にあります、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」ということで、待機児童対策に加えて、人口減少地域における保育機能の確保・強化を進めていく。あるいは、職員配置基準の改善、保育の質の確保・向上、安全性の確保ということで、虐待や不適切保育への対応等も進めていくこととしております。

右に移っていただいて、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」。ここは、今まさに制度の本格施行に向けて準備を進めているこども誰でも通園制度の推進、さらには多様なニーズに対応するということで、障害児、医療的ケア児の受入れ体制の充実。あるいは、利用児童の家族支援に加えて、地域のこども・子育て支援の取組を推進していくということで、この中に「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進という事項を入れさせていただいております。

3つ目の柱が下ですけれども、「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」ということで、処遇改善をはじめとする様々な人材確保方策に加えまして、保育DXを進めていくということを記載させていただいております。

上の四角枠の2つ目の○を御覧いただきたいのですが、「この文章は何なんだろうね」というところはどこまで行ってもあると思いますけれども、我々の思いとしましては、ここに書いていますとおり、国・自治体・現場の保育所等の関係者が政策の基本的な方向性と具体的な施策について認識を共有する。こういうふうには保育政策を進めていくという認識と、思いを共有して、連携・協働して各地域で取組を進めていきたいと考えておりまして、これを軸にしながら政策を推進していきたいということでございます。

説明は以上でございます。

○齋藤課長 それでは、最後に私から、資料3「こどもまんなか実行計画 2025」の策定に向けた議論の進め方について申し上げます。

これは、令和7年1月23日に開催されました、「こども家庭審議会」第5回の資料でございまして、2025の実行計画の策定に向けたスケジュール等が説明されております。

ページが前後して恐縮ですが、3ページ目の下側、こども大綱とこどもまんなか実行計画の関係につきまして御紹介申し上げますと、令和5年12月にできましたこども大綱が、今後5年間をめぐとした基本的な方針や重要事項を定めるものでございまして、これに基づいて、「こどもまんなか実行計画」を毎年定めることが前提となっております、ど

らもこども政策推進会議で決定されるものでございますが、このための審議というものを、こども家庭審議会、それから、基本政策部会で行うこととございます。

2 ページ目に戻っていただきまして、このたびの 2025 の策定に向けた動きといたしましては、1 月 23 日の審議会におきまして、秋田部会長からこのようなスケジュールが示されております。基本政策部会で、今後、「こどもまんなか実行計画 2025」の策定に向けた議論を行っていく一方で、各分科会、部会においても、それぞれの所掌の範囲で審議を行って、基本政策部会に御意見をいただくというようなプロセスを想定しているということとございます。

全体といたしまして、こども家庭審議会で春ごろをめどに、審議会としての意見を提出するといった予定で検討しているということとございます。つきましては、今回、幼児期までのこどもの育ち部会の所掌といたしまして、「こどもまんなか実行計画 2025」に対する御意見を伺うといったことが期待されているということとございます。

以上を踏まえまして、事務局といたしましては、この部会でも、これまでもこども大綱や実行計画に関しましては、「はじめの 100 か月のビジョン」をどう実現していくのかという観点から御意見をいただいていたところとございますので、先ほど申し上げました、資料 1、資料 2、それから、参考資料 1 を含めましての今後の展望、御意見を本日お伺いいたしまして、その内容を踏まえて基本政策部会に、部会としての意見を提出するといったことでいかにかと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上が資料 1、2、参考資料 1、資料 3 の御説明でございましたが、最後に机上配付資料を御用意しておりますので、そちらを御覧ください。

本日、論点が多岐にわたっておりまして、取っかかりが難しいということもあるかと思いましたが、これに限るものではございませんが、本日の議論の論点として 5 つ挙げております。

1 つ目は、『はじめの 100 か月の育ちビジョン』を実現するためのこども施策の在り方』ということで、資料 2 で御紹介申し上げたことを踏まえて、今後の在り方を、御意見をいただくことがあり得るかと思っています。

2 つ目、「保育所、認定こども園における質の高い幼児教育・保育の保障」ということで、資料 1 を踏まえまして、いかに質の高い幼児教育・保育を保障していくのかという観点があるかと思います。

3 つ目が、先ほどの保育政策の今後の方向性のところでもございましたとおり、人口減少下の保育体制の中で、保育所等におけるこどもの健やかな育ちをいかに保障していくのかという観点がございます。

あるいは、「全てのこども」とこれまで言うておりましたが、心身の状況、置かれた環境に関わらず、全てのこどもの育ちを保障するといった観点。

最後に、そういった育ちを支える質の高い保育者の育成や確保といった 5 つを掲げてございます。これに限るものではございませんが、御参考いただきまして、御意見をいただければ

ればと考えております。

事務局からは以上でございます。

○秋田部会長 齋藤課長、栗原課長、御説明をありがとうございました。

それでは、今の事務局からの御説明を踏まえまして、「こどもまんなか実行計画 2025」の策定などに向けて、御意見をいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

御発言がございましたら、対面の方は名札を立てていただきまして、また、オンラインの方は、挙手ボタンをお願いいたしたいと思います。

なお、本日、水野委員が2時半に御退席されるため、最初に御発言いただければと考えております。よろしくお願いいたします。

オンラインの水野委員、お願いします。

○水野委員 御配慮いただきまして、ありがとうございます。そして、説明もありがとうございます。

私からは、意見と感想になります。

まず、資料1で幼児教育と小学校教育の接続の推進を盛り込んでいただきまして、ありがとうございます。ここは文科省の中教審の部会での議論でも、「幼保小の架け橋プログラムの推進」という議論がありましたので、引き続き期待したいところであります。

そして、資料2の説明の中で、5つのビジョンは素晴らしいと感じております。ただ、このビジョンを一つ一つ啓発していくというお話だったのですが、その視点として必要なのは、お父さん、お母さん、保護者がお勤めされている、いわゆる民間企業、そこに対して雇用主側のインセンティブが何か仕掛けとしてあれば、つまり、この5つのビジョンを達成するために保護者世代を預かっている会社が、そのビジョンに資することをしたら、なにかしらのインセンティブがあるというような仕掛けがあってもいいのかなと感じました。

そして、参考資料1に関しましては、13ページと14ページの内容ですけれども、ネーミングのところですが、「家族支援」という言葉があります。ここが引っかかりまして、これまでも厚労省や文科省の中でも「子育て支援」という言葉と、文科省の「家庭教育支援」という言葉は、実際どういう違いがあるのかという議論も過去に聞いてきたことがあります。その中で、さらに「家族支援」という言葉があったときに、「家族支援」と「子育て支援」と「家庭教育支援」という言葉の定義は、専門家の皆さんの中では明確かもしれませんが、保護者の立場からしたら分かりにくいと思いました。ですので、ここは変えてほしいという話ではなく、言葉の範囲や定義があれば、より分かりやすいと感じました。

あと、これまでこの審議会の中でも触れてきたことではありますが、困り感のある方々を支援していくのはもちろん大切ですが、幼児期までの育ちにとどまらない話で、子育てというのは、基本的には今現在プラスの状態にある方々をよりプラスにしていくという要素も忘れてはならないのではないかと感じたところです。

また、これも以前の審議会ですら少し述べましたが、どうしても議論していこうと思うと、期

間を区切って議論しないといけない。現実的にはそうだと思います。つまり、「はじめの 100 か月」という区切り方があって、次に、幼児期、児童期、思春期というふうに、一定区切っていきながら議論していくことは大切ですが、区切ってしまうと切れ目ができるというジレンマが起こります。

ここに対して、いわゆる子育ての 0 歳から 100 か月だけではなく、こどもが育っていく中で、一貫通貫で同じ思想、哲学の中で、こどもを真ん中にしていきたいというところを、うまく切れ目を、土器をつくるときに、粘土とかでくっつけていい形にしていくような、そういう行政手続も必要かなと感じました。当然、親御さんの悩みは思春期の状態でも児童期でも、おのおのステージがございますので、そこが一貫通貫、同じ考えであれば、よりいいかなと思います。

最後に漠とした私の意見ですが、議論してきてすばらしい理念、こども基本法も本当にすばらしいですし、こどもまんなか社会の実現に向けて、今後、我が国が進んでいくというのは本当にすばらしいですが、理念はいいですが、それを全国民でどう共有していくのか、そして、行動変容をどうやって促していくのかというのが我々ミッションだと思っていますので、策定して終わりにならないように、私は私の持ち場でしっかりやっていきたいですが、そういうところも、最後、意見として言わせていただきました。

ありがとうございました。

○秋田部会長 水野委員、どうもありがとうございました。

続きまして、いかがでございますでしょうか。

有村委員、お願いいたします。

○有村委員 ありがとうございます。最終回も、最初のほうで発言しようと思っておりました。

多岐にわたる御説明、ありがとうございました。私が気になっているところを、特に 3 点申し上げたいと思います。

最初、子育て支援の地域づくりについて、水野委員から、家庭支援なのか、呼び方も含めて考えなければという御意見もありました。地域の中でどうしていくかというところで、様々な制度ができていますが、さらにもう一歩進めてみるべきものがあります。他領域も含めて、障害のあるこどもたちを対象とした児童発達支援センター、市町村の役割もそうですし、幅広く見ていく必要があるのではないのでしょうか。特に幼児期というところでのケースマネジメントやケアマネジメントの在り方、その中でサービスをどうしていくか、保育、教育もあります。こどもの目線、保護者の目線をどう入れていくのか。

私自身が過去に取ってきたデータの中でも、年齢が上がってきたこどもたちに意見を聞いたものがあります。「誰に意見を言っても認めてもらえない」という思いをしているこどもたちが相談につながらないというのがあるので、この 100 か月でどういうふうに寄り添って、承認されている、認められていると思ってもらえるのかが大きいのかなと思います。そういった意味で、統合されたような地域の支援はどうあるべきなのか考えるところです。

あと2点、駆け足で行きたいと思いますけれども、幼児期を扱う専門職という意味では、保育士だけでなく、ほかの専門職もあるわけで、例えば、こども家庭ソーシャルワーカーの資格ができたり、あるいは児童福祉司の研修も既にあります。ここは児童相談所だけでなく、児童家庭支援センターや要保護児童対策地域協議会の事務局などもやっておられると思いますし、里親、専門里親もやったりします。ほかの部会になるのかもしれませんが、そういったところで育ちがどう記述されているのか、100か月の理念ができるだけは反映されたほうがいいと思っています。

もう一つ、架け橋期に関して1点だけ付け加えたいと思います。私は、障害のこどもをどう支えているかというヒアリングをさせていただいている中で、教育とのつながりが多く語られるところですが、幼児期から、例えば放課後デイとか学童クラブ、地域のつながりも結構大きなものがあると思います。100か月からいかにつないでいくかという意味では、もう少し幅広く見るべきものもあるかもしれません。その点は検討しておく必要があると思いました。

以上でございます。

○秋田部会長 有村委員、ありがとうございます。重要な3点の御指摘をいただきました。

続きまして、いかがでございますでしょうか。

倉石委員、お願いいたします。

○倉石委員 倉石でございます。発言の機会をありがとうございます。

資料も丁寧に作成いただきまして、ありがとうございます。とても勉強になりましたし、この方向で進めばいいなと思っております。

私は幾つかの会にも出させていただいているのですが、これからのアプローチとして、国はポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチという、この両方をしっかりと見据えていくことが大事であると思っております。先ほど水野委員がおっしゃられましたけれども、できる人たちをできるようにさせていくという、全体を受け皿として底上げするというポピュレーションアプローチと、それから、できないとか、うまくいっていないとか、支援が必要な方々に対するハイリスクアプローチを、両方まとめ上げていくというのが、この100か月ビジョンの大事なところではないかと認識しています。

その上で1点、細かいところですが、地域子育て相談機関について、現状を共有させていただきたいのですが、資料1の4ページの辺りにも地域子育て相談機関がありますし、資料3の22ページ、ほかにもあると思いますが、拝見させていただくと子育て相談機関があります。

ただ、現状この調査研究が進んでおりまして、こども家庭庁の皆様は既に御存じですが、実際に1,700か所の市区町村にアンケートを採って、回答率は6割弱ですが、
「相談機関を設置している」と回答した自治体は17%です。「設置すべきか否か検討中である」、するかしんないかの検討は23%。「検討していない」と答えているところが4割あります。つまり、6割強の自治体が、相談機関について後ろ向きの回答をされています。

検討しない自治体の中でも、「既存の設置でできているから、ほかのもので代用できるからいいではないか」と回答されている方が、4割の中の4割ぐらいいらっしゃる。つまり、細かい数字は別にしまして、なかなかこれが進んでいないという現状がございます。この辺りは、調査結果が明らかになってからでもいいですけれども、こども家庭庁から、全国の自治体の課題を共有いただきながら、少しプッシュいただくようなことが必要になってくるのではないかと考えております。

それは、先ほど水野委員もおっしゃられた、家族支援のところ、これから保育所や幼稚園で要支援家庭を担っていくというのは、大きなハイリスクアプローチの中にあると思いますが、保育所だけでは御負担が大きくなるわけで、地域子育て相談機関が整備されることで、地域の中でネットワークができて、そういう御家庭をサポートできる体制をつくっていくことは、保育所の負荷を少し減らしながら、支援を機能的にさせていくために必要ではないかということで、一つ申し上げておきたいことです。

もう一つ、これも細かいことですが、資料3の13ページに施設の小規模化とか地域分散化、高機能化、これは社会的養護に関するところになりますが、これもいろいろところで議論がありまして、分散化が地域の中で施設が孤立したり、閉鎖的になって被措置児童、こどもの虐待等が発生する案件があったりします。結論を申し上げますと、職員をしっかり支えていく体制も同時に、特に小規模分散化のところでは必要になってきているということも、喫緊の課題ですので共有させていただけたらと思います。

ハイリスクアプローチの観点からビジョンの方向性で課題について二言ほど申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

○秋田部会長 倉石委員、ありがとうございます。

ハイリスクアプローチから2つの点を御指摘いただきました。

続きまして、対面の吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員 吉田です。よろしくお願いいたします。

ビジョンができて1年と少したつわけですが、現状として、子育て世代の中でこれを知っている人はほぼいないのではないかと思います。せっかくこういった子育てしていく上でのバイブル的なものができた中で、どう浸透させていくのかというのは非常に大事な課題で、その最前線になるのは、保護者であり、保育者ではないかと思います。

例えば、母子手帳とか親子手帳に必ずこのビジョンが入っていくというのも当然やってほしいところではありますが、そういった細かなところから視覚的に見るが増えれば、その分、意識づけをしていく、先ほど行動変容とおっしゃった方がいらっしゃいましたが、そういった視点でどんどん進めていってもらえればと考えております。そういった意味では、今、素材やコンテンツを作っているところでもありますので、そこをいかに使いながら広まっていけばいいのかなと考えております。

細かなところになると、今、地域コーディネーター養成事業についても関わらせていただいていますけれども、今回、全国10団体のうち、自分がこれから視察に行くものも含めて

4つぐらい見させていただきました。やっている、やっていないの差は結構ありますが、地域コーディネーターの定義づけがしっかりされているわけではないので、どう進めていいかわからないというのが一番大きなところではないかと思います。積極的にやっていらっしゃる団体も含めて、地域コーディネーターとして、その肩書というか、それをどう役に立たせていけばいいのかというところも、まだ不安なところがあったり、せっかく養成事業を受ける中で、それを使ってどうしていこうかというのがまだ見えていないところもあるので、そこは課題かなと思いました。

だからといって、特別何かをしなければいけないというわけではなくて、今回、10 団体もそうですけれども、今ある活動をベースに、そこをビジョンに照らし合わせてどう理念づけていくのかというのが大事だと思いますので、モデル事業という中で、10 団体だけでは当然足りないわけなので、これをどう全国的に波及させていくかというプロセスをしっかり決めていく必要があるのかなと。それが、まだ自分の中でよく分かっていないところもあるので、そこも含めて方向性を見出していければと思っています。

それに関連して、乳幼児の触れ合い体験を積極的にやられているところが多かったです。ただ、例えば、校長先生とか養護教諭の方々の理解があってできている部分もあって、事業としてまだ成り立っていないところがあるのかなと。学校ごとの判断によるところも非常に大きくて、市町村単位でやっているところもあると思いますけれども、もう少し広いレベルでこの事業が進んでいけばいいかなと思います。

今、やるというところは面でどんどん広がっていると思いますが、切れ目のないところで言えば、線のつながり、今、目の前にいる子が育っていく過程を見ていくような工程もあれば、例えば、最初だっこしていた子がイヤイヤ期に入る。そういう過程を見ることで、より子育てを身近に感じていけるのではないかという気もしますので、そういうプログラムを含めて、もっと触れ合いの体験事業を深くしていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○秋田部会長 吉田委員、どうもありがとうございます。こども家庭庁で行われている事業2つに、委員として関わられたことを踏まえて御発言をいただきました。

続きまして、対面で堀江委員、お願いいたします。

○堀江委員 ありがとうございます。

私から4点か5点、お話しできたらと思っています。

1点目、有村委員もおっしゃっていた医療ケア児に関してですが、医療ケア児やハンディキャップがある方に対しての受入れというのは、保育園はかなり頑張っているところが多いと思っています。課題感としては、小学生以降かなと思っています。私もいろいろとヒアリングする中で、この辺りは首長の意識によっていて、そもそも受入れをしてもらえない、普通学級にいけないみたいなところがかなり大きいかなと思っています。

そういったときに、もちろん受入れ体制を、行政の首長を主体としてやっていくこともそうですし、点数化もすごく重要なのかなと思っています。点数という言い方が悪いかもし

れないですが、オランダでは、お子さんの発達に応じて、もちろん能力の高い子に対してもプラスアルファのケアが必要ですし、ケアが必要な人に対してもプラスアルファが必要であるというところで、そのプラスアルファに対して金額を付与したり、そこに必要な人材をしっかりと提供できるような仕組みが作られています。そういうところを自治体だけに任せず、仕組みとして作っていくことが重要なかなと思っています。

2つ目が、保育士の人件費に関わってくると思いますが、うちの娘が通っている園でも、今年は大丈夫でしたが、去年はコロナの影響もあって、0歳児の保育園への入所がすごく少なかったです。それを保育園が頑張って集客しているということが、見ていて難しいなというところで、地域の子育て支援施設と私が連携させて、次年度、行っていただけるようにしたというところもあります。

そのように、切れ目のない支援というところでいくと、誰でも通園制度になりますので、誰もが保育園に入るという意味では、健診のタイミングでこういった保育園があるよということを伝えていったり、子育てひろばで伝えていくなどしていきながら、保育園が独自で頑張ってお金を稼ぐのではなくて、当たり前そこににつながっていく仕組みづくりが大切だなと考えております。

3点目が、先ほど吉田委員からもあった地域コーディネーターの養成事業ですけれども、私も現場に関わらせていただきましたが、すごくすばらしいビジョンができたところですが、地域コーディネーターに対して、国としての定義がかなり薄い点があったかなと感じております。

事業者に渡る前に委員がアドバイザーとして入ると、受け手側の事業者の理解が深まっていないと、レベルとしては限度があるということで、先に委員が入っていった上で、定義がしっかりした上で展開していくところに事業者が入っていくということをしていかないと、先ほどおっしゃっていただいたように、思いが熱い団体がたくさんいるにもかかわらず、それがしっかりと広がっていかない。せっかくビジョンがいいものになっているにもかかわらず、現場として広がっていかないのはすごくもったいないなと感じました。

今後、行政がこれを受託するような形にされるという話もお伺いしたのですが、行政1区が担うとなると単年度だけだと、それを4月のタイミングで受託することが1行政だとかなり難しいということは、私も近くの区から聞いていたりするので、どうやって団体を束ねる人たちを作っていくのかということも含めて再設計をしていかないと、先ほどの施策のところで何度も地域コーディネーターのことを書いていて肝だと思うのですが、このままではまずいかなと思いました。

ほかのところにも関係しますが、今回、資料2のビジョンと施策が合わさっているあの図はすばらしいと思いますが、それが実現できていくために、全てが「こどもまんなかアクション」につながるような設計にしていけることが必要かなと感じております。

いろいろなキーワードがありすぎて、地域コーディネーターだったり、乳幼児期何とかという、いろいろなものがあるのですが、それは全部こどもまんなか社会にしていけるための

「こどもまんなかアクション」であって、それがこのビジョンにどういうふうに関係していくのかということを、ちゃんと実証している団体、それこそ広告代理店で広報していくような方々も含めて、それが認識として合うような形ができるといいなと思っています。

最後、これは個人的な経験も含めて感じたところですが、誕生前というところでいったとき、卵子凍結的な部分のお話をしたいと思っています。もしかしたら男女共同参画でやっていくところかもしれないですが、学生とか若手向けのプレコンの内容も今後やっていくことになると思いますが、卵子凍結に対するニーズがすごく高まっていまして、私も個人的に東京都の説明会に行ってみたら、2日一遍ぐらい実施される説明会に、1回150名の若い女性たちが参加をするというような状況がありました。

実際40万円ぐらいかかって、東京都の助成金は20万円ですけれども、若い女性たちにとってその負担というのはかなり高い。そして、国全体ではないので、東京都以外でそれをしていないというところで、実際、卵子だけではあまり意味がないですけれども、自分の状況を知っていくことは、これだけ少子化になっていく中で、もう少し国で助成だったり、医療費の補助をしていくということを、真剣に考えていく必要があるのではないかと感じました。こんなに求めている人がいるということに、私も今回かなり驚きました。

長くなりましたが以上になります。

○秋田部会長　ありがとうございます。堀江委員から、重要な点を5点挙げていただきました。

続きまして、対面の高祖委員、お願いいたします。

○高祖委員　高祖です。

「こどもまんなか実行計画2025」の策定に向けてという資料の中で、それぞれ細かい点ですけれども、意見させていただければと思います。

4ページ目に、こどもの権利に関する普及啓発というのがありますけれども、こども家庭庁職員等による出張講座ということで書いてありますが、ぜひ、全てのこどもたちが、こどもの権利について学ぶ機会を組み込んでいただきたいと思います。もちろんハイリスクや障害があるこどもたちへの施策は大事で、それは押さえつつも、全てのこどもたちがこどもの権利を知るというところからスタートしてほしいと思います。

その次のページですけれども、児童館における遊びのプログラム開発というのがあります。児童館職員の高齢化や、児童館は職員が集まらないというようなところもありますので、職員の配置や職員を増やしていく施策も必要だと思いますし、高齢化の影響でこどもたちにプログラムが与えられない。一緒に走り回ったりできないというような話も聞きますので、そちらも併せて進めていくべきかなと思っています。

8ページ目のところで、母子保健のデジタル化の推進ということで、先ほど、保育園や幼稚園のところもありましたけれども、子育てメニューの申請がばらばらだったり、書類もばらばらだったりしていますので、ぜひここもデジタル化の一元化というところでやっていただきたいと思います。

9 ページですが、「相談支援体制の強化」というのが真ん中ら辺にあります。ここも、ひとり親や障害児などに限らず、介護版のケアマネージャーのように、子育て版ケアマネとか、これとこれを使えますよというようなコーディネートをする人をしっかりと付けて、伴走型の支援をしていってほしいと思います。

11 ページ、虐待防止のところで前回も発言させていただいておりますが、2020 年から体罰禁止の法律がスタートして、私も各地いろいろなところでお話しますが、全く知らない人だらけです。これはコロナ禍の中でスタートしたというのもありますけれども、虐待で亡くなるこどもたちの数が減っていないというところで、せつかく法改正したのでですから、そこはきちんと伝えてほしいと思っています。直近値で、2021 年に体罰の意識調査を国がやっていますけれども、4 割が「体罰は必要」と答えて以降、調査していないので、ある程度定期的な意識調査が必要だと思います。

12 ページ、予期せぬ妊娠のところですが、うれしい妊娠でも困った妊娠でも、まずはすぐ相談できる体制づくりが必要です。未受診で、産み落としで、0 歳で命を落とすこどもが全く減っていませんので、ここもしっかりとした体制をつくってほしいと思っています。

そのページの下ですが、「親子関係の再構築」というところに、一時保護だったり、児童養護施設のこどもたちに対してのことが書かれていると思いますが、虐待までいかない、その手前のこどもたちでも、今日はもう無理というような御家庭が駆け込める、宿泊ありのショートステイなど、そういう施策も入れていただきたいと思っています。

13 ページの一番下、「児相におけるケースマネジメント体制の構築」というところに書いてありますけれども、1 人の職員が受け持つケースは少し改善されておりますけれども、まだまだ諸外国に比べると 1 人が持つ件数が相当数多くて、東京は 1 自治体に 1 個児相がつくられつつありますが、地方では 1 つの児相が多数の地域を管轄しているところもありますので、再度、児相の配置基準というのもしっかりとやっていただきたいと思っています。

22 ページ、「一時預かり、ファミリー・サポート、ベビーシッターに関する」というところです。先ほど言ったところに関連しますけれども、コーディネーターというか、ケアマネみたいな方が、プッシュ型の「あなたはこれを使えますよ」というようなことでコーディネートして、申請も一元的にしていきたいというところです。

そして、23 ページの共働き・共育です。企業によっては育休 100%を掲げているところもありますが、数字だけ追っていて、「とるだけ育休」という話もまだまだ聞きます。産前講座のところで夫婦参加を当たり前にしていたり、コンテンツ自体をバージョンアップしている自治体も一部ありますが、まだまだ昔のコンテンツを回しているようなところもありますので、ぜひここは見直していただきたいと思っています。子育てを一緒にやりたいという男性はすごく増えています。肌感覚でも増えていますので、せつかくそういう意識があるので、そこはきちんと情報提供して、最初の子育てを一緒にスタートするというのが、虐待防止にもつながっていくと思っています。

以上です。

○秋田部会長 資料3から、大事な点を数多く御指摘いただきましてありがとうございます。

続きまして、オンラインで秋山委員、お願いいたします。

○秋山委員 秋山です。本日は、オンラインで失礼いたします。

「はじめの100か月の育ちビジョン」に対する普及活動を様々行っていただきまして、ありがとうございます。動画を拝見しましたけれども、とても分かりやすいものでした。

春から、母子保健関係、福祉関係、医療関係の学会が始まります。学会の途中には、動画を流せる隙間があります。ぜひそこに動画を提供していただいて、各学会で周知をしていただけないかと思っています。御検討をお願いいたします。

2点目です。保育所等では気になる子が多くなっております。加配を付けてくださっていますが、加配の方、あるいは保育補助の方に関する研修がほとんどない状況ではないかと思っています。区市町村ではそこまで手が回りませんので、加配の方とか補助の方に関する研修を検討していただけないかと思います。

3点目です。倉石委員がおっしゃいましたポピュレーションとハイリスクアプローチですけれども、こども家庭センターが設置されて、ハイリスクアプローチの方にはサポートプランが作成されるようになっていきます。その外側にセルフプランというのがありますけれども、これはまだ検討されていないのではないかと思います。そこで、相談機関、あるいは、今度配置されるコーディネーターなどを活用して、バイオサイコソーシャルの視点でウェルビーイングを進めていくことを目的に、セルフプランを検討していただけないかと思っています。

4つ目です。虐待で施設に入所している子が退所してきたときに、保育園の入所を待機していますが、その待機のときに亡くなっているこどもたちがいます。そこで、速やかに保育所に入れる、または、一時預かり事業が活用できるような流れをぜひ作っていただきたいと思っています。

最後、これはずっと前から個人的に疑問に思っていたところですが、幼稚園は直接契約で保育士は市区町村の契約になっています。何か大きな理由があると思いますが、人口減少社会になっていく中で、この契約がこのままでいいのかどうか、立ち止まって検討していただけないかと思っています。

以上です。

○秋田部会長 秋山委員から、5点の大事な点を指摘いただきました。ありがとうございます。続きまして、坂崎委員、お願いいたします。

○坂崎委員 今日の議論の論点であります2つの○、保育所、認定こども園における質の高い幼児教育・保育の保障と、人口減少社会における保育所等におけるこどもの健やかな育ちの保障について意見を述べます。

その前に、私も吉田委員と同じで、地域コーディネーターのモデル事業に参加させていた

できました。私が見たところで行っている事業はとてもすばらしくて、非常に感心することがたくさんありました。ただし、その地域コーディネーターの方が100か月のビジョンを説明する場面とか、そのことに基づいてこういう事業が展開されているということはその場で示されていないので、行われている支援そのものはとてもいいのですが、それが100か月のビジョンとつながって進められているということを、受けている親御さんが理解しているかどうか非常に危惧いたしました。

私も「これは100か月ビジョンとつながっている」と説明したらいいのかどうかも躊躇したので、すごくいいことが行われていることが、100か月のビジョンとどうつながっているのか誰も説明していない状況にあって、少しそこは「うん？」という気持ちです。これが前提です。

先ほど、栗原課長から新しい方向性について少しお話がありました。平成25年から3期にわたってプランが終わって、令和7年度から10年度に向けての新しい方向性が示されたと思っております。人口減少が2017年、そして、2023年と国で推定したこどもの推定数よりもさらに落ちているという状況を鑑みると、この4年後になりますれば、人口減少社会を見据えたということではなくて、違う方向に進むのではないかと。

そういう意味では、この4年間の移行期間に、今回のような形で示していただいたことが着実に進められることが望ましいのではないかと思います。特に令和8年度に目標値を定め、それを令和10年度に向けていくということを考えていますので、そういうことについても、今回、新たな方向性を示されたことについては賛成いたします。

その中で、考えていることを3点ほど話したいと思います。

1つは、今示されているものが、それぞれ、例えば誰でも通園制度、架け橋プログラム、児童発達支援センター等の事業等の連携・接続ということがあると思います。それは園から見ると、多機能化ではありませんが、社会のほかの部分とつながっていくことによって、保育が新しい方向性に進んでいくことを示していますので、保育所、幼稚園、認定こども園が今まで持ってきた役割から一段、保育というものが少し変わっていくと思います。キーワードとしては、つなぐということだと思いますが、そういうことを重視した社会によって、いわゆるこどもたちの育ちを切れ目なく支えていくということを、施設側から見たときにはそういうふうと考えていけばいいのではないかとと思うのが1点です。

2点目は、社会に対する働き方を、保育が、逆に言うと阻害していないか。保育時間が11時間あることによって、0歳児を11時間預けるという考え方ではないはずですが。0歳児のこどもたちをどのぐらいの時間、園に預けるべきかとか、保育の時間が66時間あるからこうだという考えではなくて、こどもたちの育ちを考えた保育の在り方を考えるところに来ているのではないかと。

先ほどの秋山委員の幼稚園や保育所の違いはあると思いますが、平成10年に作った仕組みが、令和の時代になってもまだ同じような仕組みでつくられている。新たな方向性は正しいと思いますけれども、基本的な原則についてもう一度考え直すべきところに来ているの

ではないか。これを新たな方向性の4年間の中に組み込んでいくことが望ましいのではないか。

例えば、保育士や幼稚園教諭も働き手であって、ほとんどの方々が育休を取るという仕組みになっている中で、そういう人たちが、例えば20何人いると、毎年2人ずつぐらいが休んでいくという状況になっていくわけです。そういうことも考えていくと、そこを支える働き手のことも考えなければなりませんから、例えば資料の3番目に保育人材を確保するというのが新たな方向性に出ていますけれども、それを考えれば、幼児教育施設は週休2日制でなければもう集まらない。土曜保育をやらないということではなくて、仕組みとそしてそういう方向性を考えていく、保育の在り方とか定数というのも検討の一つではあるのではないかと思います。

3点目は、多機能化や多世代共生というのが人口減少の一つのキーワードになっていますが、それらを行うことによってどういうふうになっていくのかということについては、なかなか示されていない。特に最近、多世代共生というのがなくなっていますが、地域の方々とどういうふうに関わっていくのかということについても、考える必要があるのではないかと思います。

全体として「こどもまんなか実行計画 2025」の中で、保育施設をやっている人間として話をしたわけですが、裏返してみると、社会に対応した保育の仕組みをもう一度考え直す中から、新たな方向性を進めながら、次の施策を作る必要があるのではないかと今強く思っています。

以上です。

○秋田部会長 坂崎委員、ありがとうございます。転換期にある保育制度そのものの在り方の見直しも併せて必要ではないかという御意見をいただきました。

続きまして、オンラインの都竹委員、お願いいたします。

○都竹委員 ありがとうございます。

育ちビジョンの議論をしてくる中で、私が一貫して申し上げてきたのは、これをいかに施策にするかだと。これは政府の施策の方向性を示したものでありますから、具体的に施策になって初めて意味があると、ずっと申し上げてきたところです。

その点では、このビジョンの考え方があったからこの施策が出てきたというレベルまでには来ていないと思います。かといって、国がこういうふうにすべきだと、具体のものを提示すべきものでもないと思っております。いろいろな地域、自治体における様々な取組、その中で「はじめの100か月の育ちビジョン」に適応しているもの、それを体現しているものを丁寧に調査して、こういうところはこのビジョンの考え方を体現しているということを具体的に示しながら、そのエッセンスをどうやって横展開できるかというところが大事だろうと思っています。

その意味では、今、調査研究していただいていますけれども、レポートを出して終わりということではなく、具体の実践施策につながっていくというところを追及することが非常

に重要だと考えております。そこは丁寧に、各地域の様々な優れた取組を分析してもらいながら、ここがポイントだということを分析・紹介していただくような取組をしていただきたいと思いますのが、まず1点です。

もう1点は、親子関係の形成支援事業ということで、講座等をやるということが施策の中で挙がっています。ここは、自分たちもいろいろな取組をさせていただいている中で、実践ありきだと思います。私、5回目の会のときに飛騨市の実践例を御紹介申し上げましたけれども、専門家の方の支援介入が不可欠で、保育の現場にこれを任せることは無理だと思っています。それは、医療関係者、ドクターだけではなくて、OT、PT、ST、そういった方々が専門的な知見で入って、親子関係の形成を具体の事例の中に入って取り組んでいくことが必要だと思っています。

1年半前に御紹介した後に、群馬の保健師と連携して「身体調和支援」という取組を始めました。0歳児の、例えば離乳食がうまく食べられないとか、立ちだっこで前向きしか、この子はだっこに응じてくれないという悩みの中に、実は発達の課題があったり、その中に、親自身がうまく体が使えないという問題が潜んでいる事例があって、これが見過ごされることが後になってつまずきになり、それが親子関係がうまくいかなかったり、あるいは、虐待的な行為につながるということが現実にあるわけです。そういったことを見ると専門職の介入は不可欠だと思いますので、お考えいただけると大変いいなと思っています。

もう1点、保育政策の方向性の中で、人口が減少する中でどういうふうに保育の体制を取っていくのかということは、本当に大きな問題だと思っています。過疎地域において、定員充足率が低下するという問題を、先ほどの資料の中で御指摘いただいています。この点について、私、全国市長会のときも申し上げたことがあります。私どもの町は典型的な過疎地域、中山間地の過疎地です。平成28年度から令和6年の間に約1,000人だった0歳児から5歳児が、650人ぐらまで減っています。普通だったら、がらがらになるはず。ところが、保育の現場はどうなのかというと保育士不足で、必要な保育士、当時39人でしたが、10人増やしてもまだ足りないという状態です。何が起きているかというと、未満児保育の増加です。一時預かりが圧倒的な割合で活用されています。今、0歳児で5割です。1歳児が6割、2歳児で8割。市の中心部ですと、2歳児は9割です。4年保育とか5年保育というのが実現してしまっているような状況になっています。

これは、人口減少地域なので働く人が少ないものですから、当然皆さん働くつもりで、出産1年くらいで働く方が非常に多くなっているというのが一つ。もう一つは、祖父母世代が定年延長とか再雇用で多くが働いていらっしゃる。過疎地では、おじいちゃん、おばあちゃんが預かるということがほとんどできなくなっています。それが結果的にこういうことになる。

ですので、最終的には定員の充足ができないところに行くのですが、その前の段階で未満児のところでは必ずやこういう保育士不足が全国的に起きてくるだろうということは指摘させていただいているので、この際に合わせてご紹介申し上げたということでございます。

雑ぱくになりましたが、以上です。

○秋田部会長 都竹委員、ありがとうございます。

このあと、加藤委員、古賀委員、柿沼委員で、2025 の策定の御意見は打ち切らせていただきたいと思います。

それでは、加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 ありがとうございます。加藤です。

今お話がありましたけれども、都市部でも急激な子育ての変化が起きているところです。私は幼稚園におりますけれども、幼稚園で、3年保育で3歳になるお子さんを待っていたとしたら、それまでの間に、誰通もありますけれども、ほぼ保育所、認定こども園とつながりができていて、3年保育の時代ではなくなっていると思います。

一方で、満3歳やその手前の学齢期、いわゆる4年目保育のところは、幼稚園の環境の中でこどもたちが伸びやかに、穏やかに接してあげることによって、幼児のポテンシャルが高くあって伸びていきます。そういう時代がいよいよ来ているのだろーと思ひまして、これは学校教育としての幼稚園のありようと、その手前の1年間をどう考えていくかという辺りは、いろいろ議論があつていいところではないかと思ひます。

都市部でいうと園庭のない保育施設がありますから、そこにこどもたちが行くのであれば、こどものために設計された園庭のある場所で暮らさせてあげたいと切に思っているところです。それは誰園とはまた違う発想かもしれない。そういう辺りを、こども本位に考えていくということ。先ほどの時間数もそうですけれども、こどもが、自分が主語になる豊かな人生を送るために、私たちはどういう設計をすべきなのかということが、いよいよさらに問われてくると思ひます。

2点目です。先ほどの議論のまとめの2つ目ですけれども、質の時代というところで、それが評価にも結びついてくるわけです。質の評価をどうするかというところで、一般には、今、保育所における福祉サービス評価が、「第三者評価」という名前で出ていて、学校教育にも「第三者評価」という言葉が出てきます。

現場は結構混乱して、「第三者評価」という言葉が混在していて、それぞれ質が違うものを捉えているけれども、ここで述べられているのは文部科学省でいう学校評価の中にある第三者評価的な内容をどう見ていくのかということにつながっていくと思ひます。例えば、「幼児教育における第三者評価」とか、そういう頭打ちをしながら、在り方というものを考えていくことも大事ではないかと思ひます。

3点目、最後です。5つ目の丸の論点です。職員の資質向上というところで、細かくはキャリアアップ研修のことも述べられておりましたけれども、60時間の先にあるものを次に考えていかなければならないだろーと思ひています。持続的、継続的に保育者は学んで、知見は次々変わっていきますし、制度も変わっていきますので、そんなことをきちんと自分の中に取り込みながら保育の質を上げていく。環境をつくるのは保育者ですから、分かっている人たちが、きちんとこどものために尽くしていくための仕掛けを、これからもつくって

いかれればいいなと思っているところです。

以上です。

○秋田部会長 加藤委員、ありがとうございます。

続きまして、古賀委員、お願いいたします。

○古賀委員 もう既に様々な委員の先生方から出ているところと重なるかと思えますけれども、今後、一層の少子化が地方からどんどん進んでいく中で、保育施設がこれから他に開きながら、社会とつながりながら、こどもの素晴らしさ、こどもの面白さを共有する動きをどう具体的に展開していくのか、そこら辺りが重要だろうと思っております。

今日も何度も出てきている、地域コーディネーターのこれからの展開が楽しみなところではありますけれども、園と地域が協働して、どのような場をどのように作るのかという、具体的などころの質が非常に重要だろうと思っております。園での遊びの楽しさが味わえたり、こどもの面白さが発揮される場を作りながら、保護者や地域の大人がつながっていきける。それこそこの検討会の中で何度も、子育てにふだん関わっていない人がその実態を知るとか、こどものことを知ることが大事だということが何度も出てきていて、広報にも力を入れてくださっているところだと思いますけれども、園を開いていくことによって、その地域が子育てやこどもに関わっていくような場の作り方が、これからどう広がっていくのか。その展開が大切になるのではないかと思います。

今ある各地域のよい実践をどう共有し、多様な地域の実態がある中で、どのように実態に応じて各地域で工夫していくことができるのか、地域のいろいろな人が、園に、子育てに関わっていく動きをつくっていく地域の子育て力みたいなものを上げていく取組につなげるところが肝要かなと思っております。

それから、質の高い幼児教育・保育の保障に関連して、保育指導職の話が出てきていたかと思えます。保育指導職の専門性の充実というのは非常に重要なところで、超少子化社会の中では、これまでとは異なる保育の課題が出てくると思えます。出会うこどもや遊びが減少し、豊かな経験といったときに、そのありようが変わってくると予測されるわけで、こどもが減っているけれども、多様なこどもとか多様な家庭の状況があって、人手が必要というようなことが生じています。

そこで、既に単純に人手を増やしても豊かな経験につながるとは限らないというようなことが、様々な現場で生じているわけです。ですので、保育所等の0歳から6歳であるとか、長時間の保育で実践を積んできた方々が、保育指導職として活躍するための仕組みが必要なのではないか。その仕組みが既にしっかりある自治体と、残念ながら、そうでない自治体にばらつきがある中で、これからどうやっていくのかというところ。

中央セミナーの実施を積み重ねてこられているところは非常に重要だと思いますけれども、一方で、実践現場に近いところの仕組みをどう整えていくのか。幼児教育センターと幼児教育アドバイザーはいても、保育所にはなかなか入っていけないみたいなことが実際には起こっているわけで、ここから先の仕組みについて、さらに手だてを考えていくというこ

とが求められるのではないかと考えています。

あと1点です。多様なこどもとか医療的ケア児も含めての保育実践が展開していく時代になる中で、支援者が個々のこどもについていくことが保育現場に起こってきています。そうすると、保育の場が、インクルージョンといいながら、その場の中で分断が起こっています。保育者がその専門性を発揮しながら、そのほかの専門職、先ほど、「支援の必要なこどもの支援者の研修が必要」というのは、そのとおりと思いながらお聞きしていましたが、医療的ケア児については看護師が現場に入っているケースも増えてきています。

その看護師等の専門職と保育者がどう連携していくのか。互いの専門性が混じり合うところで、どう研修を行って高めていくことができるのか。そういった辺りでも先進事例を紹介する資料集の活用であるとか、研修のこれからの全国的な展開が進んでいくことが望ましいと思いますし、そういったところがすごく進んでいる園と地域があって、そことの差がどんどん広がっているという現状があると思いますので、そういったことを改善していく必要があるのではないかと考えています。

例えば、幼保小の連携・接続みたいなところでも、お互いこどもの教育に関わるところで専門性を持った人たちですけれども、幼保小と専門性が違って、使っている言葉も違っていたことが分かってきて、今、それが混じり合って研修で継続していく中で、それがつながっているということが起こっています。

それは医療的ケア児とか特別な支援が必要なこどもの保育がどんどん進展していく中で、これから、例えばソーシャルワーカーと保育者だったり、保健師と看護師と保育者とか、そういった協働的な体制を今後もっともっと進めていくために、お互いの専門性を混じり合わせながら学び合うような研修の在り方も、それぞれ個々ももちろん大事ですけれども、そういった協働的な、境界領域というのでしょうか、そこら辺りの研修も、今後、考えていくべきではないかと考えております。

以上です。

○秋田部会長 古賀委員、ありがとうございます。

では、柿沼委員、お願いします。

○柿沼委員 柿沼です。よろしくお願いいたします。

いろいろな先生がお話しいただいたので、重なる部分もあると思いますが、保育所や認定こども園を運営している立場からお話しできればと思います。よろしくお願いいたします。

議論の5つの論点に沿ってと考えています。

まず、「はじめの100か月の育ちビジョン」を実現するためのこども施策のあり方というところです。ビジョンの周知自体は、コーディネーター事業を現在行っていますが、このコーディネーター事業があったおかげで、地域の民生委員さんの集まりや企業だとか、これまでなかなか繋がらなかったところに入っていけるようになっていきます。コーディネーター事業をやっていたことが一つの入り口になって、風穴が開いたかなと感じています。

例えば、コーディネーターには大学生もなっていたので、大学生が同じ大学生に対してワ

ークショップをするとか、今まで事業者では考えられなかったものが、コーディネーターそれぞれの事業として周知活動を広げていったので、それはコーディネーター事業があってこそだと思っています。このまま来年も続けていただければより発展すると思います。単年度ではなかなか厳しく、ようやく慣れてきたのが2月だったので、持続できたらもう少し広がるかなというのは感想としてあります。

一方で、ビジョンが目指している社会を実現するためのということですが、私共は産前産後のところから事業をやっているのですが、今年の10月から児童育成支援拠点も行っている関係で、流れやつながりが見えてきています。産前産後から、今ある子育てメニューをつなぎ、育成支援拠点みたいな、厳しい生育状況にある18歳までの子たちのところをやっていると、従来ある事業も含めてつなげていくと、こどもの育ちはある程度保障されていくことが見えてきました。それは自治体レベルではなくて、こどもの生活圏における共同体を作る作業が必要なのかなと。そこでどういう事業を組み込んでいくかが大切だと感じています。

今まで、こどもに関する事業がばらばらになっていたので、利用者支援事業だとかコンシユルジュミみたいな人がつなげていましたが、今後どんな地域でも、こどもに対して必要な事業を産前産後から積み上げ切れ目のないようにつなぎあわせる、こども家庭ソーシャルワーカーだとか、今回のビジョンのコーディネーターのようなものが広がることを望みます。そして妊娠期からの支援が6歳からは誰でも通園制度の実施につながっていくと、生育歴も含めてこどもの情報や支援の記録が成人になるまでつながっていくので、こどもの命を守ったり、成育を安定させることが可能となります。そしてそのつながりが深まっていく次の段階で、こどもを中心とした新しい共同体みたいなものができるといいなと思っています。

また産後ケアのところは、病院を出てすぐから6かまで月支援はなかなか厳しい状況です。自治体に産後デイサービスなどがありますけれども、要件が厳しくなかなか使えていない状況だったりするので、そこが充実するとより安心してこどもが育てられると思います。

2点目は、保育所、認定こども園、幼稚園を通じた質の高い幼児教育・保育の保障のところです。

先ほど坂崎先生におっしゃっていただいたように、保育は新しい役割になってくると思っています。それは文科省の義務教育のところでも話されていますが、義務教育のところでも学校を中心として社会で義務教育を担っていくような形も描かれています。学校が今抱えている問題は社会課題なので、例えば問題行動の低年齢化みたいなものは、就学前からつながっている課題なので、学校だけで完結するものではないため、幼保小との連携をしつかりする。また今、幼稚園、保育園、こども園といった施設で起きている課題は、実は産後からの生育歴につながっているので、就園前の縦の連携と横の地域の連携が非常に重要だと思います。

ある意味、今まで我々のような事業者は、事業者が主語で、こどもが周りにいたような感

じですが、そうでなく、こどもを主語にして、保育というものを新しい形にして、その中心を担うのがこども園や保育所という立場でやっていくと、ほかの事業体ともつながりやすいのかなと思っています。

3点目は、心身の状況、置かれた環境等に関わらず全てのこどもの育ちの保障です。育成支援拠点等をやっている、ケースワーカーさんとか自治体の関係の方とかなりつながって、行政を巻き込んだ会議体が自然に生まれてくるような形があります。今回その辺りも、自治体に無理に何かというよりは、重層型支援等に近いと思いますが、いろいろなこどものケースにおいて関係者がつながっていくと子どもを守る一つの共同体が生まれていくので、どんな環境に生まれようと社会が保障できるようなものが生まれてくるのかなと思います。

最後に「はじめの100か月」の育ちを支える質の高い保育者の育成・確保のところですが、これは「保育者」というふうにやっていただいているのでいいですけども、今、利用者支援事業とか育成支援とか、新しい事業、今後、保育士だけではなくて、そこに携わる職員もかなり多く増えてくるので、ここの処遇であったり、人員確保とか人材養成が急務になってくるかなと思います。

今、私どもの事業でも高齢者の方が育成支援拠点を手伝ってくれたりするのですが、そういった方々の高齢者活用も含めて、経験ある方もたくさんいるので、その処遇を安定させてあげることによって、保育所とかこども園とか幼稚園の雇用も重層的になるようなイメージを持っているので、その辺りも少し入れていただけるとありがたいと思います。

以上4点です。ありがとうございます。

○秋田部会長 柿沼委員、どうもありがとうございました。

皆様ありがとうございました。

本日の御意見を踏まえまして、「こどもまんなか実行計画2025」に反映すべき内容については、3月の基本政策部会で、当部会としての意見を御報告する必要があります。

ただいま、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえまして、事務局に意見案を作成いただき、その取扱いは私に一任させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

オンラインの皆様もよろしいでしょうか。

(首肯確認)

○秋田部会長 ありがとうございます。

それでは、報告案の取扱いにつきましては、私に一任ということにさせていただきます。

なお、基本政策部会の報告事項に盛り込まれなかった御意見についても、次期部会での議論に反映していただけますよう、事務局のほうでお取り扱いをお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、冒頭にも申し上げましたように、今日が現体制で行う最後の部会になります。2年間の部会の感想や、次期の部会に期待することを、お一人お一人ずつ、御発言をいただきたいと思います。

先ほどまでに長く発言された方と、ここで発言したいと思って発言されていない方がおられますので、ぜひこの辺り御配慮いただいて、お互いに譲り合ってお願いいたします。

指名をさせていただきますが、まず、オンライン。それから、対面の順で、大豆生田部会長代理もそうですし、私も発言をさせていただくということで、予定は3時50分となっていることも御理解いただきながらお願いします。

1分以内ということでございますが、まず、オンラインの秋山委員、お願いいたします。

○秋山委員 秋山です。こどもたちのために、たくさんの皆さんが議論できる場を与えていただきまして、ありがとうございます。これからもよろしくお願いいたします。

○秋田部会長 どうもありがとうございました。

安達委員、お願いいたします。

○安達委員 ここまできめ細やかに、たくさんの施策を含めて御提示いただきましたこと、本当にありがとうございます。

私の関連分野ですと、こども家庭センターがこれからいろいろなことを担っていくことを期待しておりますし、助産師団体も含めまして地域で子育て支援、ますます頑張っていきたいと思っております。ありがとうございます。

○秋田部会長 安達委員、ありがとうございます。

続きまして、倉石委員、お願いいたします。

○倉石委員 誰でも通園制度のように、しっかりと予算を獲得していただいて予算化していただいたり、事務局のこれまでの尽力に敬意を申し上げます。ありがとうございました。また、これから、地域をベースに様々な子育て支援、こどもの育ちの支援が進められるよう期待しております。ありがとうございました。

○秋田部会長 倉石委員、ありがとうございます。

続きまして、都竹委員、お願いいたします。

○都竹委員 お世話になりました、ありがとうございます。

このビジョンの考え方は本当に素晴らしいと思っておりますし、我々現場にあるものとして、この理念を体現、実現していけるように、新しい体制での議論を大いに期待したいと思います。どうもありがとうございました。

○秋田部会長 都竹委員、ありがとうございます。

続きまして、明和委員、お願いいたします。

○明和委員 私からは2点申し上げたいことがございます、まず、これに関する情報をチャット機能を介してお送りします。

これは、オーストラリア政府の子育て施策の一環です。「子育て」を人生のある一部の区切りとしてとらえるのではなく、ライフスタイルとして位置づけ、生まれる前から死を迎えるまでを意識したこども施策を図っています。ウェブ上で一般市民、国民への情報共有と啓蒙をしっかりとやっている、非常に有効な取組の一つだと思います。

子育てを、学齢期とか就学前とか、そういった縦割り、区切りではなく、ヒトは生涯にわ

たりどう育っていくべきかというスコープでとらえることが必要です。シニア、中年期であれ、生まれる前であれ、思春期であれ、そうした過程をへてヒトが育っていくとはどういうことか。こうしたことを、科学的エビデンスにもとづきインターネット上で発信していくことが、次のステージとしては大切だと感じます。

申し上げにくいですが、こども家庭庁のホームページは、一般市民の多くは見たことないと思いますし、これが現実であろうかと思います。それからもう一つ、今の親世代が情報収集されるのは SNS です。そうしたところに力を入れ子育てにまつわる啓蒙活動、教育を、われわれ「昭和脳」の発想を超えて施策につなげていくことが必要な時代を迎えていると思います。

2点目です。今回のビジョンに「Bio-Psycho-Social」の視点を入れていただいたのは本当に素晴らしいのですが、正直、ヒトの育ちにまつわる科学的知見の理解、その施策への活用がいまだ十分でない気がします。

アンケートをとって、こういう結果が出ました、2,000人からデータを取りました。そうした中で何%がどうでした。これは実態調査にとどまるもので、科学的エビデンスを得たことにはなりません。ヒトの育ちこそ国力である、ヒトは国の宝、リソースだと考える国では、もう少し「Bio-Psycho-Social」の網羅的な、科学的な知見を盛り込んだ施策を積極的に提案、実践しています。「就学前までのこどもの育ちに係るビジョン策定後の具体的な取組推進事業」の欄を拝見しておりますが、「こどもの育ちに係る科学的な知見を見たり、聞いたことがある」と回答した国民の割合の増加が30%という数値目標、この内容、レベルの設定はとても残念です。

「調査研究をレポートを書いて終わりにしてはいけない」と指摘された委員がいらっしやいましたけれども、まったく同意です。科学的な知見にもう少し重きを置いた形で子育てにまつわる施策や目標を発信していくことが次のステップとして大事だと思います。

以上です。ありがとうございました。

○秋田部会長 明和委員、どうもありがとうございます。

続きまして、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 私も2点あります。

質の高い幼児教育・保育に関して、保育者の視点からということを考えると、こどもにとって乳幼児期にふさわしい生活はどういうものなのかということ。「こどもまんなか」と思っているので、それを支える保育者の体制をきちんと見直していこうと思います。この2年間、これだけ大きく前進したことはすごいことですし、「こどもまんなか」という言葉が、少なくとも保育の世界の中で広まったのは、とても大きなことだったと思って感謝をしています。処遇改善に関しても感謝をしています。配置基準をよろしくお願いします。

次に養成の視点ですが、実は2年間、文科省の大キャリというのを委託させていただきまして、高校生にやると、体験の期間が必要だということです。保育を目指すには、点ではなくて、乳幼児との触れ合いが線であったり、面である必要があると思っています。なので、

放課後であるとか、日常的に乳幼児と接する機会をつくってあげたいと思っています。

家庭科の授業の保育の単元がすごく重要だということも分かりました。なので、家庭科、保育の単元が面白いというのが、一つ魅力につながっていきます。そして、高大連携で体験授業もすごく重要で、明和委員がおっしゃるとおり、SNS が長すぎるとだめです。TikTok ではないけれども、数分でそういう PR ができるといいかなと思っています。保育の魅力に気づく体験づくりが、実は中高校生に必要なと思っています。

以上です。2年間ありがとうございました。

○秋田部会長 鈴木委員、ありがとうございます。

古賀委員、お願いいたします。

○古賀委員 妊娠期から架け橋期という様々なドラマが生まれる 100 か月について、今まで分けて考えていたことをつなげて考えるということ。また、保育や子育てに直接関わらない人も含めて考えるということは、私にとっては挑戦でしたし、保育・幼児教育を専門とする人間としても、社会とのつながりや、ほかの領域とのつながりを一層考えていかななくてはならないと思う貴重な経験でした。全てのこどもと子育て家庭が、質の高い保育現場とつながっていける社会をつくっていけるように、継続的な議論をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○秋田部会長 古賀委員、ありがとうございます。

それでは、加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 「はじめの 100 か月」は画期的なものだったと思っています。もう一つは、こどもまんなかをきちんと議論できるのは、この部会の魅力だなと思って参加させていただきました。ありがとうございました。

○秋田部会長 加藤委員、ありがとうございます。

有村委員、お願いいたします。

○有村委員 2年間、ありがとうございました。

私は障害児支援部会に出させていただいて、最初、こちらに出るのはすごく怖かったです。特に何かというと、定型発達を基準にしてしまうと、そこから障害のあるこどもたちが抜け落ちてしまうのではないか。その点、かなり 100 か月のビジョンに書き込んでいただきました。線引きモデルではないということも含めて書き込んでいただいたことは、大変ありがたかったと思います。全てのこどもたちが承認され、この社会で自分らしく生きているという実感を持てる社会になるように、その入り口をつくっていただきたいと思います。

以上です。

○秋田部会長 有村委員、ありがとうございます。

柿沼委員、お願いいたします。

○柿沼委員 ありがとうございました。

私は実践者なので、せっかく作っていただいた制度とか事業を実践に生かしていくことかなと思っています。やってみると、こどもの笑顔とか、保護者とかボランティアの方とか、

なんとなく笑顔が広がっていくので、このまま事業実施をして 100 か月を広めていきたい
と思います。ありがとうございました。

○秋田部会長 柿沼委員、ありがとうございます。

それでは、高祖委員、お願いいたします。

○高祖委員 皆様ありがとうございました。

虐待死というところは、妊娠中から特に就学前の親子を支えるというところが一番重要
になってくるので、そこにちょうど重なるような形で 100 か月ビジョンが出されました。そ
して、子育て中の人だけでなく、育ててない人たちも、全ての人たちがこれを知っていこう
という考え方が示されたのは、すごくありがたいなと思っています。私はいろいろなところ
でお話をさせていただきますが、皆様もぜひ広めていってほしいと思っています。

ありがとうございます。

○秋田部会長 高祖委員、ありがとうございます。

坂崎委員、お願いいたします。

○坂崎委員 2年間ありがとうございました。

私はこどもの人権のことについて話し合われたことと、特に5つのビジョンの2番目の
愛着と豊かな遊びと体験、この循環と保障、このことについてたくさん議論いただいて、そ
のことが書かれたことは非常に誇らしく思っています。ぜひともそれらを受けて、人口減少
の時代を迎えるわけですが、新たな時代に向けて次の会も進んでもらえたらと思いま
す。

以上でございます。

○秋田部会長 坂崎委員、ありがとうございます。

それでは、堀江委員、お願いいたします。

○堀江委員 2年間ありがとうございました。

皆さんと一緒に素晴らしいビジョンを作れたことが、本当にうれしかったなと思ってい
ます。今回のプログラムで、中高の家庭科の授業で話をしていく中で、200 人の学生たちに
結婚やこども、子育てに対してのイメージについて聞いたところ、「分からない」と答えた
人が 40%以上もいました。ただ、45 分の授業で8割以上の方が、リアルな話を聴くことで、
結婚すること、子育てをすることをポジティブに考えたというようなことがありました。

自分が生まれてきたことだったり、これからの人生だったり、誰かと一緒に生きていくと
いうことをポジティブに考えられる社会にしていきたいと感じておりますし、その上でも、
このビジョンというのは指針になると思いますので、そこに合わせた施策、そして、結果の
EBPM を含めて、一貫したことを今後も継続していただけたらなと思っております。

ありがとうございました。

○秋田部会長 堀江委員、ありがとうございます。

吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員 2年間ありがとうございました。

人口減少が歯止めのかからない中で、子育てを通じて、保護者のウェルビーイングをいかに向上させていくかということが大事だと思っています。僕もひとり親ですけれども、「大変だけど、めっちゃ楽しい」と言えるような子育ては大事だと思いますし、泥臭く展開していけるような施策を、しっかり着実に前進させていくことが大事ではないかと思います。それが次世代に波及していくことを切に願っています。

以上です。

○秋田部会長 吉田委員、どうもありがとうございます。

それでは、大豆生田部会長代理にお願いしたいと思います。

○大豆生田会長代理 皆様、2年間ありがとうございました。

今日の報告にありましたように、この1年だけでも、かなりたくさんの方の取組があったと思っています。広報の活動しかり、アタッチメントと遊びのエビデンスのところからの発信もしかり、パンフレットや動画のものもしかり、コーディネーターの事業のこともしかり、それから、例えば、関わっているところだと、保育士の魅力向上の動画等もしかりというふうに、かなりの道具というか、発信の道具はかなりできてきたかなと思っています。

今日、皆さんの御意見にあったように、そのことをどう仕組みとしてつなげていくかということが、大きな課題としては残っているということだと思います。とはいっても、この1年だけとっても、1年前と今とは全然違っていると思っています。あちこちで「はじめの100か月のビジョン」が語られるようになってきました。

もちろん保護者のいろいろなところまでは、まだまだほど遠いですが、例えば、自分のところの紹介で申し訳ないですが、私は玉川大学の乳幼児発達学科の教員たちを巻き込んで、全員が「100か月ビジョンを語る」というシンポジウムをやります。つまり、いろいろな人たちが当事者になる。こういう当事者をどう増やしていくかということが、これからの大きなテーマになってくるかなと思いながら今日の話を伺いました。

それから、坂崎委員がお話しされた保育時間の話は重く受け止めています。そうしたときに、これをどうやっていくかというのはいろいろな方法があると思いますけれども、私はこの部会をやっているもう一つ思っていたのは、乳幼児の声、ここでは「思いや願い」と書いていますけれども、この「思いや願い」を実際にいろいろな現場で聞いてくださるという意味と、こうした場の中で、さっきの明和委員ではないけれども、何らかの科学的知見として、もしかするとここで乳幼児の声をどういうふうに取り上げられるかということも大事になってくるかなと思っていました。

そういう意味で言うと、今、動きだして、あちこちで少し話題になり始めているので、この先も、実際にこれが動いていくための大きなスタートがなされたという実感で、本当に感謝しかありません。ありがとうございました。

○秋田部会長 どうもありがとうございます。

それでは、最後に、私からも一言お礼を申し上げたいと思います。

この2年間、こども家庭庁が発足し、こども基本法の理念に基づいて、このこどもの育ち

部会も大綱の下で立ち上がったわけでございます。私にとっては、産前産後から100か月というところが人の一生にとって最も重要なところ、それが本当に重要だと国民に向けて発信することができたということは、とても大きなことではなかったかと思っています。それが育ちの100か月ビジョンとして皆様のお知恵の集大成として出されたことを、とてもありがたく思っております。と同時に、そこで十分なことが書き込めたかという、振り返ってみると、もっと皆さんに分かっていただくためには、説明や具体、届けなければならないこともあるだろうと考えてもいるところでございます。

しかし、これだけのことをこの2年間にしてくださった委員の皆様と同時に、最も残業が長かったかもしれないこども家庭庁の皆さん、事務方の方たちが尽力してくださり、また、全国の自治体の皆さんも一緒になってこどもたちのために動き始めてくださったという感覚を持っております。これをもっとムーブメントというか、皆さんに知っていただくような形にしていくことが必要だろうと思います。

そして、先ほども御説明がございましたが、学習指導要領の改訂の特別委員会が、2回もうすでに立ち上がって開催されたところでございますけれども、幼稚園教育要領や認定こども園、教育・保育要領、保育所保育指針も、それに伴って動いていくと思いますけれども、そこにおいても、原点に「100か月の育ちビジョン」というものが踏まえられるということが重要なことだろうと思います。

一方で、保育が大きく変わってきている現実もありますし、今、再度見直しの時期に来ております。それを振り返りながら、次の部会を進めていただけたらと思っております。私は、この部会の部会長は今日で終わりになるわけですが、この2年間、皆様に支えていただけて、いろいろなお声を聞かせていただいたことが本当に貴重だったと思っております。皆様のますますの御多幸と御活躍を祈念しながら、今後も一緒にお仕事をさせていただく機会もあると思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いしたいと思います。

感謝、御礼を申し上げると同時に、馬場専門官から言われたのですが、「こどもまんなか」と1日に1回はほかの人たちに言おうと思います。ぜひ周知をして、「こどもまんなか」。それに「100か月」というのを、私は全国の学校の教員研修でも最近はず100か月の、「関係ないと思っているでしょうけど」と言ってビデオを流しています。ぜひ皆様も、いろいろなところで周知への御尽力をいただけたらと思います。熱く語ってしまいましたけれども、ありがとうございました。

それでは、事務局を代表して、藤原成育局長から委員の皆様には御挨拶があると伺っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○藤原局長 皆様方からの熱い思いをしっかり受け止めた上で、締め御挨拶をさせていただければと思います。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日も、忌憚のない御意見をいただきまして、ありがとうございました。

この2年間、こども家庭庁創設と同時にスタートいたしまして、育ちの部会、秋田部会長、

大豆生田部会長代理をはじめ、本日お集まりいただきました委員の皆様にご尽力いただきましたこと、本当にありがとうございました。

この育ち部会では、就園の有無や通園する施設の類型を問わずに、全てのこどもの育ちをしっかりと保障していきたい。そこを原点として活発な御議論をいただき、おかげさまで「100か月のビジョン」が閣議決定されたということでした。

これからは、このビジョンをどうやって周知をしていくかということが非常に重要になっております。乳幼児期におけるこどもの権利とか尊厳、アタッチメントや遊び体験の重要性、こどもの成長を支える環境、こういったことに着目した政府の文書というものは、おそらく初めてのものではなかったかと思っております。

本日の御議論を、最初から最後まで私も参加をさせていただきました。100か月のビジョンを、まだまだ知られていないのでまずは知ってもら。そして、理解を深めてもらう。次のステップとしては、行動変容につながっていくようにしてほしい。行動変容につながる相手は誰かといえば、もちろん親御さんや保育所だけではなくて、地域の若者とかお年寄り、あるいは企業、そして、地方の行政、こういった様々なセクターの皆様方に理解してもらって行動変容につながるようにしてほしい。その結果として、施策への反映もしっかりつながってほしいというのが宿題であったかと受け止めました。

その施策の反映についても、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを非常にバランスよく、どちらも大事だよというお話ですとか、科学的知見を押さえた形で施策を推進するという。また、施策を推進するときに、いろいろなものが今まさに転換点に来ておりますので、少子高齢化や人口減少の中で、どんどん機能が変わっていく中での施策ということにも、きちんと向き合っていくべきだというお話だったと思います。

既に啓発については、様々な動画や研修の素材を皆さん方の御尽力の中で少しずつ出来上がってきておりますので、ぜひこういったものをSNSなどを活用しながら、若い人たちに届くようにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

2年間で大分進んだというお褒めの言葉をいただいた上で、まだまだ足りないという叱咤激励もいただきましたので、これからも、こども家庭庁の職員一丸となって、施策について進めていきたいと思っておりますし、こどもまんなか、こどもの育ちを保障するということを常に一番真ん中に置きながら、我々役人もしっかりと仕事に励んでいきたいと思った次第でございます。

本当に2年間、どうもありがとうございました。

この育ちの部会は、今期における活動は本日と一区切りとなりますけれども、次のプールの部会におきましても、引き続き御助言・御提案をいただきながら、100か月ビジョンの理念を実現していけるように、政府としてしっかりと施策を推進してまいります。

最後になりますけれども、これまでの皆様方の御尽力に改めて深くお礼を申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○秋田部会長 藤原局長、どうもありがとうございました。

それでは、最後に、事務局より事務連絡をお願いいたします。

○齋藤課長 私から、事務局一同を代表いたしまして、皆様方、大変お世話になりました。
ありがとうございました。

事務連絡でございますけれども、この後、この部会外でございますけれども、5分程度、別件で事務連絡がございますので、長時間の後で恐縮でございますが、オンライン参加の皆様方も含めまして、しばらくお待ちいただければと思います。

事務連絡は、以上でございます。ありがとうございました。

○秋田部会長 齋藤課長、どうもありがとうございました。

それでは、本部会はこれにて終了いたします。

(了)